令和6年度 国東市競争入札参加資格審査申請要領 (物品製造等)

令和6年度に国東市が発注する物品の買入れ及び製造の請負(工事の請負を除く。)、業務の委託 (建設コンサルタント業務等を除く。)、その他の契約にかかる競争入札に参加を希望される方は、 下記の事項に留意の上、競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

1. 申請の受付期間(定期受付)

令和6年2月1日(木)~令和6年2月29日(木)(土、日曜日及び祝祭日は除く。) ※上記期間以降でも随時受付けます。(土、日曜日及び祝祭日は除く。)

2. 申請の受付場所(申請書類の送付先)

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地 国東市役所 財政課 契約檢查係 (国東市役所本庁3階)

3. 申請の方法

持参又は郵送等 (メール便も可)

4. 提出書類

下表に掲げる書類(サイズはA4縦)(提出部数は1部)

書類の名称	法人	個人	備 考
競争入札参加資格審査申請書	0	0	様式第1号
競争入札参加資格審査調書	0	\circ	様式第2-1号 ~ 様式第2-3号
登記簿謄本 (写し可)	0		登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
国税納税証明書 (写し可)	0	\circ	申請者が法人:法人税と消費税及び地方消費税に未納がない
			ことの証明(その3の3:税務署が発行)
			申請者が個人:所得税と消費税及び地方消費税に未納がない
			ことの証明(その3の2:税務署が発行)
市税完納証明書(原本のみ)	\triangle	\triangle	国東市内に本店又は支店等がある場合は必要
			申請者が法人:法人に係る市税完納証明書
			" 個人:代表者の "
誓約書	0	\circ	様式第3号
資格証明・許認可書の写し	\triangle	\triangle	営業に必要な資格・許認可を得たことを証明する書類
代理店等に関する証明書の写し	\triangle	\triangle	特約店又は代理店等であることを証明する書類
			(様式は問いません(任意様式で可))
カタロク・パンフレット等	\triangle	\triangle	営業内容・取扱品目のわかるもの
印刷設備等調書	\triangle	\triangle	印刷業で申請する者は必要
切手貼付済返信用ハガキ	\triangle	\triangle	郵送等による申請で受付票の返送を希望する場合のみ必要
又は切手貼付済返信用封筒			宛先を必ず明記すること

- 注)・提出書類はクリップ留め又はクリアファイルに入れて提出してください。
 - ・○印は全業者提出、△印は該当する業者または必要な業者のみ提出してください。
 - ・各種証明書(登記簿謄本・納税証明書等)は申請日の3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。
 - ・提出書類に故意に虚偽の事項を記載した場合、資格の停止又は取り消しとなりますので事実のみを記載してください。
 - ・「資格証明・許認可書の写し」等の添付資料については、競争入札時における業者選定の際の参考 資料となる場合がありますので、極力添付するようにしてください。

5. 資格有効期間

申請受付日から令和6年9月30日まで

今年度受付の資格有効期間は上記の期間としています。ご協力お願いいたします。

6. 入札参加資格要件

次の各号の要件を全て満たす者及び業種であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号の一に該当すると認められた者にあっては、その事実があった後、2年を経過した者であること。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。
- (4)審査基準日(申請書提出日)において引き続き、1年以上、同種の営業を営んでいる者であること。
- (5) 法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、市税(市内にある場合)、消費税及び地方消費税(免税事業者は除く。)を完納している者であること。
- (6) 暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。) でない者であること。

7. 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を停止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 6. の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載し、その事実が判明したとき。

8. その他

申請書類を提出した後、その記載事項に変更が生じたときは、下表に掲げる書類を速やかに提出してください。 (持参又は郵送等)

変更事項	法人	個人	提出書類
・商号又は名称の変更・本店所在地の変更	0	0	・変更届(物品製造等)
	0		・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (写し可)
	\triangle	\triangle	・年間委任状(委任代理人を設定している場合のみ必要)
・代表者の変更	0	0	· 変更届 (物品製造等)
	\circ		・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (写し可)
	0	0	・誓約書
	\triangle	\triangle	・年間委任状(委任代理人を設定している場合のみ必要)
・代表者の職名の変更	0	0	・変更届 (物品製造等)
	\triangle	\triangle	・年間委任状(委任代理人を設定している場合のみ必要)
・代理人の職氏名の変更 ・委任先名称及び所在地の変更	0	0	·変更届(物品製造等)
	0	0	・年間委任状
・電話番号、FAX番号の変更	0	0	· 変更届 (物品製造等)

※変更届等を受理した場合、受理後の変更届等の書類のコピーは一切行わないので、届出書に受領印を必要とする場合は必ず副本を用意すること。郵送で届出をする場合も同様とするが、その場合は返信用の封筒(切手貼付、宛名明記)を同封すること。

9. 問い合わせ先

国東市役所 財政課 契約檢查係

TEL 0978-72-5165 (内線1352~1354)

FAX 0978-72-5022